(c)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六二〇・一〇〇及び〇四〇六三〇・〇〇〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	三二・五
二	三〇・〇
三	二七・五
四	二五・〇
五	二二・五
六	二〇・〇
七	一七・五
八	一五・〇
九	一二・五
一〇	一〇・〇
一一	七・五
一二	五・〇
一三	二・五
一四	〇
一五年目及びその後の各年	〇

(d)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

第Ｃ節　農産品セーフガード措置

第一款　第Ｃ節についての注釈

1　この節は、次の事項を定める。

(a)　第Ａ節2の規定に基づく農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品

(b)　(a)に規定する措置の発動水準

(c)　(a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2　第二・八条の規定にかかわらず、日本国は、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1*」、「SG1**」、「SG2」、「SG3」、「SG4*」、「SG4**」、「SG5」又は「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。日本国は、この節に定める条件を満たし、かつ、この節の規定に従う場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。

3　日本国は、この節に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。

(a)　農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

(c)　この節に定める関税率

4　日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとる日から六十日以内に、英国に対して書面によりその旨の通報を行い、及び英国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、英国からの書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置をとることに関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により、英国からの個別の質問に応じ、及び英国に対して情報を提供する。

5　3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

6　この節の規定の適用上、

(a)　「会計年度」とは、四月一日に開始し、その後の最初の三月三十一日に終了する日本国の会計年度をいう。

(b)　「四半期」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i)　四月一日から六月三十日まで

(ii)　七月一日から九月三十日まで

(iii)　十月一日から十二月三十一日まで

(iv)　一月一日から三月三十一日まで

第二款　牛肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、前款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1*」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ１＊品」という。）及び同欄に「SG1**」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ１＊＊品」という。）に対し、英国からのこれらの原産農産品並びに日ＥＵ経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第二款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG1*」及び「SG1**」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、四万五千五十六メートル・トン

(b)　二年目については、四万五千八百三十三メートル・トン

(c)　三年目については、四万六千六百十一メートル・トン

(d)　四年目については、四万七千三百八十九メートル・トン

(e)　五年目については、四万八千百六十七メートル・トン

(f)　六年目については、四万八千九百四十四メートル・トン

(g)　七年目については、四万九千七百二十二メートル・トン

(h)　八年目については、五万五百メートル・トン

(i)　九年目から十三年目までの各年については、その前年の発動水準に三百八十五メートル・トンを加えたもの

(j)　十四年目以降の各年については、その前年の発動水準に七百七十メートル・トンを加えたもの

2　ＳＧ１＊品に関し、前款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a)　(i)　一年目については、三十八・五パーセント

(ii)　二年目から八年目までについては、三十パーセント

(iii)　九年目から十二年目までについては、二十パーセント

(iv)　十三年目については、十八パーセント